

「かみたんメール」にご登録をお願いします。

「かみたんメール」は、「緊急災害情報」、「防災・防犯情報」、「生活・イベント・講座情報」をメール配信するサービスです。

メール配信サービスを受けるには、受信者情報の登録が必要になりますので、次の「かみたんメール配信登録方法」を参考に、登録をお願いします。



上三川町情報メール「かみたんメール」配信登録方法

手順 1 登録を始める前に、ご使用になる携帯電話で迷惑メール対策をされている場合は、次の2点についてご確認/設定をお願いします。

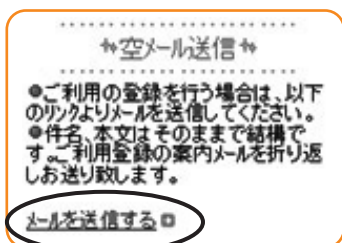
●「sg-m.jp」ドメインからのメール受信を許可する設定にしてください。

●URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

手順 2 カメラ付き携帯電話のバーコード読み取り機能を使い、右のQRコードを読み取る。

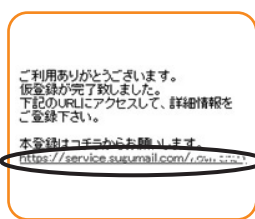


手順 3 表示されたURLをクリックし、表示された画面で「メールを送信する」をクリックする。

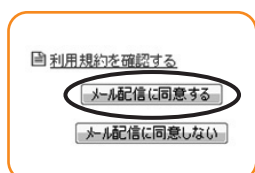


QRコードから読み込めない場合は、
【メールアドレス】t-kamitan-mail@sg-m.jp
に直接空メールを送信する。

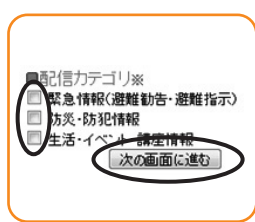
手順 4 「仮登録完了のお知らせ」メールが届きます。本文中にある本登録用のURLをクリックして本登録に進む。



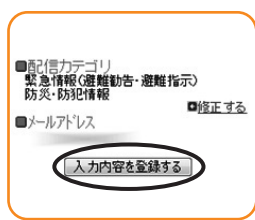
手順 5 利用規約を確認し、「メール配信に同意する」をクリックして、登録手順を続ける。



手順 6 配信される情報のうち、受信したいものにチェックを入れ、「次の画面に進む」ボタンを押す。



手順 7 入力内容を確認し、「入力内容を登録する」ボタンを押す。登録は以上で完了です。お疲れさまでした。



ご注意ください!!

ご利用になっているアドレスが変更になった場合は、登録アドレスの変更が必要となります。
また、何らかの事情で3回受信しなかった場合は、自動で登録解除となります。その場合は、再度、登録が必要となります。

ご不明な点は、まず「よくあるお問い合わせ」をご覧ください。

【よくあるお問い合わせ】<https://service.sugumail.com/kaminokawa/faq/m/>
カメラ付き携帯電話からは、右記のQRコードを読み取っていただいてもご覧になれます。



▶ お問い合わせ先 = 企画課 情報広報係 ☎ 569117

◎紙類・プラ・白色トレイの出し方について

・「その他の紙」を出す時は…

ダンボールに入れて出す場合
→フタを折り込んで出してください。

紙袋に入れて出す場合
→袋の口をしっかりと閉じて出してください。



・「ダンボール」を出すときは…

ひもで十字にしぼって出してください。バラバラのものは収集できません。
※風が強い日などは、紙類が飛んでしまいます。出し方の再確認をして、ルールを守って出してください。

・「プラ・白色トレイ」を出す時は…

プラはできる限り汚れや食べかすなどをきれいに取り除き、透明か半透明の袋に入れて出してください。

白色トレイ(色・模様のない白いトレイ)は水で軽くすすいで汚れなどを軽くふき取り、透明か半透明の袋に入れて出してください。

色・模様のあるトレイはプラとして出してください。

ごみ・資源物は朝の8時までに出してください。

▶問い合わせ先＝住民生活課 生活環境係 ☎(56)9131

登録型本人通知制度のお知らせ

登録型本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の早期発見・抑止のため、証明書を第三者に交付した場合、事前に登録した方に対して、交付した事実を通知するものです。町では、平成25年4月からこの制度を実施しています。

登録できる方

- ・上三川町の住民基本台帳に記載されている方及び記載されていた方
- ・上三川町の戸籍に記載されている方及び記載されていた方

登録申請

平日：午前8時30分～午後5時15分
※木曜日のみ午後7時まで

登録申請に必要なもの

窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証・パスポート・写真付き住民基本台帳カードなど)
※本人が申請できない場合は、代理人が申請することも可能です。その場合、事前に住民生活課総合窓口係にお問い合わせください。

登録期間

登録してから3年間(更新も可能)

通知の対象となる証明書

住民票の写し(除かれた住民票も含む)
住民票記載事項証明書
戸籍の附票の写し
戸籍の謄抄本(除かれた戸籍も含む)
戸籍記載事項証明書

※ただし、請求を受けたすべての証明書が通知の対象とはなりません。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125